

杉並区小中一貫教育基本方針の策定に係る
区民等の意見提出手続の実施結果等について

- 1 区民等意見提出期間
平成 21 年 6 月 21 日～7 月 11 日
- 2 公表方法
広報すぎなみ 6 月 21 日号（概要のみ）
区及び教育委員会ホームページ
文書による閲覧
（教育改革推進課、区政資料室、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館）
- 3 意見提出実績
計 31 件（個人 30 件、団体 1 件） 延べ 45 項目
F A X 16 件
電子掲示板、メール 7 件
郵送、持参 8 件
- 4 基本方針(案)の修正内容
（1）区民等の意見による修正
1ヶ所 別紙 1 のとおり
（2）区民等の意見の概要と教育委員会の考え方
別紙 2 のとおり
（3）表現等の整理・修正（区民等の意見による修正以外の修正）
15ヶ所 別紙 3 のとおり
- 5 問い合わせ先
杉並区教育委員会事務局教育改革推進課計画係
電話 3312 - 2111（代表）

区民等の意見による修正

頁

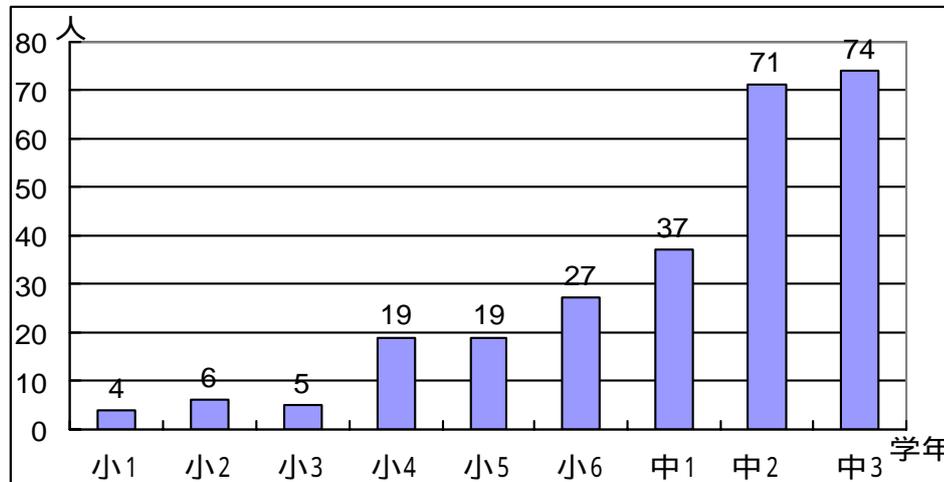
7ページ

方針(案)

2 杉並区立学校 不登校児童・生徒人数

(「平成 20 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

<平成 20 年 4 月 1 日～11 月 30 日 30 日以上の欠席者>

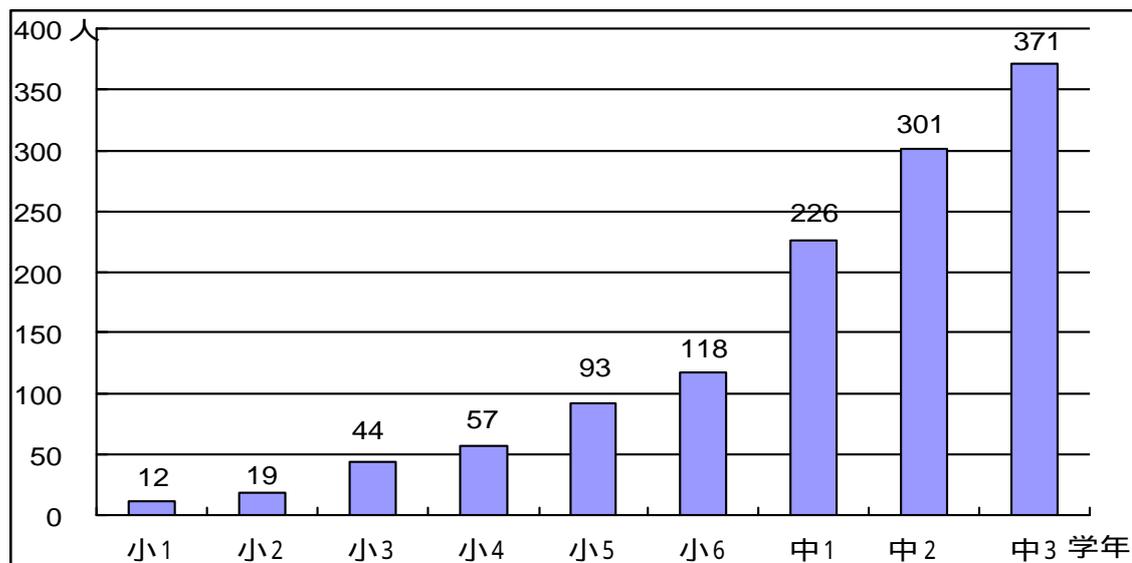


修正(修正箇所は下線部及びグラフ)

2 杉並区立学校 不登校児童・生徒人数

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

<平成 16～20 年度 年間 30 日以上の欠席者総数>



修正理由

校種の別による不登校出現率の差をより明確にするため。

区民等意見一覧

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
第1 基本方針の考え方		
1	小中一貫教育の「一貫」とは具体的に何を一貫するのか。	指導内容や指導方法に一貫性をもたせ、小学校・中学校という学校の種類や枠を超えて、児童・生徒の9年間の連続した学びを保障します。
2	基本方針で何を望むのか、明確にしてほしい。	小中一貫教育を行うことにより、義務教育9年間という枠組みの中で、児童・生徒の学びの連続性を保障した教育活動が展開できます。また、義務教育9年間での小中一貫教育を核とした地域と協働する学校づくりも進めることができます。
3	「制度化以降60有余年が経過した今日、小、中学校では、学力観、指導観の違いや相互協力・連携の不足等が実態として見られています」とあるが、具体的にどのようなことなのか。なぜ、小中一貫教育に取り組みればそれを改善できるのか。	学級担任制が中心となっている小学校では、児童の理解度に応じた学習が展開される一方、教科担任制の中学校では、各教科においてより深まりのある学習を重視するなど、小、中学校間で学力観や指導観の差異が見られています。また、児童の進学先である中学校の様子を知る小学校教員や入学前の実態を知る中学校教員は、ほとんど見られないというのが現状です。小中一貫教育の取組により、他校種の理解が深まり、連携も強まることにより、こうした課題の解決を図ることができると考えます。
4	義務教育のあり方や方向性といった枠組みを定めることにより、教育の自由と尊厳を侵すことになるのではないのか。	義務教育のあり方については、学校教育法に基づく考えを前提にしており、ご指摘の点はあたらないものと考えます。
第2 小中一貫教育の基本理念		
5	地域との協働というが、学校選択制や適正配置が進み、私立志向が高まる中で、どのような取組を想定しているのか。	地域に根ざした小中一貫教育を進めるために、例えば、学校支援本部による学校の教育活動への支援などが考えられます。
6	地域には地域独自の事情や考え方があるので、十分話し合っって相互に理解しながら進めてほしい。	基本理念にも示したとおり、各学校や地域の実情等を踏まえ、十分に理解を得ながら、当該児童・生徒に適した一貫教育を推進していきます。
7	小中一貫教育の実施にあたっては、父母や地元住民の同意を条件にしてほしい。	

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
第3 小中一貫教育で期待する効果と取組内容		
8	小中学校の教員が日ごろから交流し、互いの学校を理解し合うことによって、児童・生徒の学力も人間性も向上する。互いをよく理解し、助け合っていくことが大切だと思う。	ご指摘の点も踏まえ、小、中学校教員の関わりを深めながら、小中一貫教育を推進していきます。
9	小中一貫教育に取り組むことにより、学習内容や進度、教科書も変えるのか。	学習内容は、学習指導要領に準拠し、当該学年で習得すべき事項を確実に履修することとしていますので、学習内容・進度、教科書が変わるものではありません。他校種の教員による交流授業など、方法については、学習効果がさらに上がるよう工夫していきたいと考えています。
10	期待される効果や取組成果と連続した学びとの因果関係が説明されていない。	基本方針で示した三つの期待する効果は、いずれも9年間の連続した学びを通して得られるものと考えます。 また、具体的取組（例示）については、今後設置する検討・推進組織において具体化に向けた協議を進めていく予定です。
11	「高い道徳性を備えた豊かな人間性の涵養」とは具体的にどういうことか。	自立心や公共心などの道徳性を確実に身に付け、美しいものや自然に感動する心などの豊かな人間性を養い育てることです。
12	「高い道徳性を備えた豊かな人間性の涵養」は小中一貫教育に取り組む以前から、各校において地域に根ざした活動の中で育成されていた。	これまでも各校において、豊かな人間性の涵養は行われてきましたが、小、中学校9年間を通して道徳教育や体験活動等を計画的・発展的に行うことにより、さらに大きな効果が得られると考えます。
13	小中一貫教育に取り組まないと「高い道徳性」や「豊かな人間性」は培われないのか。	
14	「義務教育終了後の確かな進路保障」とはなにか。	生徒が義務教育終了後の進路を自ら考え、選択する能力を高め、確かなものにするために、学力の向上や人間性の涵養を基盤として、9年間を通じたキャリア教育や生き方について考える教育に取り組んでいきます。
第4 小、中学校の組み合わせと施設形態の考え方		
15	ハードではなくソフトに力をいれほしい。	基本方針で示した小中一貫教育で期待する効果は、すべて教育の内容や方法に関わるものであり、その充実がなによりも重要であると考えます。

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
16	施設分離型は教員・児童・生徒の移動に伴うデメリットを意識すべきである。	移動時間等を十分踏まえたうえで、活動の展開が図れるよう、工夫していきたいと考えます。
17	現況の小、中の配置からみて、全校実施が可能とは思えない。小中一貫教育の取組により、格差が生じる懸念がある。	小中一貫教育は、学習内容面においては、小、中学校の配置（立地）に関係なく全校で実施できるものと考えます。学習方法については、各学校や地域の実情等に応じ、柔軟に対応していくことが望ましいと考えています。
18	小中一貫教育にすぐにでも取り組めるところとそうでないところとで学校間格差が生じるのではないかと。	基本理念にも示したとおり、小中一貫教育は、各学校や地域の実情等を踏まえて推進することとしています。具体的な取組については、それらの実情に応じ柔軟に対応していきたいと考えます。
19	一体型と分離型が共存した場合、学校間での格差が生じ、公教育の公平性が損なわれるのではないかと。	一体型や分離型のそれぞれの特性を踏まえたうえで、最も学習効果のあがる方法により小中一貫教育を全校で推進していきます。なお、校舎一体型の小中一貫教育校については、今後、課題等を整理しながら、検討していく考えです。
20	今まで、小中一貫校を選択したい人は私立という選択肢があった。公教育の場にもそのような選択肢があってもかまわないと思うが、全部が全部その枠の中に納まる必要はないと考える。	すべての区立小、中学校を施設一体型小中一貫教育校とすることは考えていません。各学校の立地条件等を踏まえながら、新しい学校づくりを目指していく際の選択肢の一つとして考えています。
21	施設一体型小中一貫教育校の建設に多くのコストをかけるのであれば、現在ある学校の中で工夫していった方がいいのではないかと。	基本的には、既存の校舎を生かして小中一貫教育の取組を進めていきます。施設一体型小中一貫教育校は、新しい学校づくりを目指していく際の選択肢の一つとして考えています。
第5 小中一貫教育の実現に向けて		
22	今後どのような考え方で小中一貫教育を進めていこうとしているのか明らかにしてほしい。	今後は、基本方針を踏まえ、学校関係者を含む新たな検討・推進組織を設置し、具体的な施策等について協議し、施策の展開を通して、小中一貫教育を進めていく考えです。
資料		
23	資料1をどのように参考にしたのか解説を付けてほしい。	資料1は、現在の小、中学生の現状を幅広く示すための例として用いたものです。

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
24	資料1-2は、小中分断の問題よりも、小3から小4、中1から中2の不登校数の増加が問題のように受け止められる。他の資料を参考にした方が良いのではないか。	資料1-2は、各学年の差異よりも校種の差異を理解していただくことをねらいに示したのですが、複数年にわたるデータの方が理解が容易になるため、所要の修正を行います。
25	資料1-2を見て、杉並区に不登校児童・生徒がたくさんいることに驚いた。小中一貫教育に取り組むことで不登校が減るのか。9年間一緒となると、一度そのような状況になると復帰しにくいのではないかと思う。	小、中学校の間にある心理的な壁を取り払い、不安な気持ちを抱くことなく進学することで、学校不適応は減少すると考えています。また、こうした効果は先行実施校でも明らかになっているところです。
26	資料1-3は何を伝えるために掲載されているのか。	児童・生徒の身体的な早熟化の傾向を示したものです。
27	資料2の成果が学校の主観的な説明になっているので、より客観的にわかりやすい評価材料を公表してほしい。	先行実施校の成果につきましては、客観的データに基づき示したものです。
28	資料2の「新泉小・和泉小・和泉中」の目標における「垣根」をどう定義しているのか、なぜ人間育成につながるのか。	資料2の「垣根」とは、校種の違いによる心理的差異を示します。中学校進学に伴う過度の心理的負担がなくなれば、豊かな人間性の育成につながるものと考えます。
29	資料2の先行実施校において、課題はなかったのか。課題があればその課題に対してどのような対策を取ろうとしているのか、公表してほしい。	先行実施校では、他校種での授業などに対応した教員の指導時間数や教員の意識改革などが課題となり、区教員委員会において必要な措置を講じたところです。
その他		
30	今の中学生は小学校で学習の習慣が身につけていない生徒が多いので、個別指導が重要である。	児童・生徒一人ひとりに対して適切な指導を継続的に行うためには、小、中学校間の情報連絡等を密にし、9年間連続した学びを保障することが必要です。そのためにも、小、中学校が一貫性のある教育活動を進めていくことが大切であると考えます。
31	小中一貫教育に取り組む前に、小、中学校で連携して、児童・生徒の個別ケアに力を注ぐべきである。	
32	小学校から中学校へは心身共に大きく成長する時期であり、全体的な取組より生徒個人へのよりきめ細かい対応に重点をおくよう心がけるべきである。	

No.	意見の概要	教育委員会の考え方
33	小学校と中学校では身体的成長以上に精神的に大きく変わり始めるので、小中一貫ではこのけじめをつけることができない。	小学生と中学生では、精神的にも大きな変容が見られることはご指摘のとおりです。現在、児童・生徒は心身ともに早熟化の傾向にあり、現在の6-3制の枠組みだけでは、健やかな成長を十分に保障することが難しい状況が見られます。このため、校種の違いによる意義を大切にしながら、小、中学校9年間を通して児童・生徒の成長に合わせた指導により、一貫性のある教育を行う必要があると考えます。
34	小中一貫教育は教育費の削減になるだけで児童・生徒にはメリットがない。	小中一貫教育は、教育費を削減したり、予算面で優遇したりするために行うものではありません。児童・生徒の学びの連続性を保障するうえで、小中一貫教育の取組はたいへん意義のあるものと考えます。
35	小中一貫教育校が予算等の面で優遇されることのないよう、また、学校の統廃合や教育予算の削減のための手段とならないよう、慎重に進めてほしい。	
36	心身共に成長する思春期に、受験勉強によって本を読む時間や考える時間が割かれないう、小中一貫教育ではなく中高一貫教育に取り組むべきではないか。	中高一貫教育の意義も認識しておりますが、小中一貫教育は、義務教育9年間の学びの充実を図るうえで、非常に意義のあるものと考えています。
37	学校現場で起きているさまざまな問題・課題を解決する上で本当に小中一貫教育を進めていくのが最良なのか。	小中一貫教育は、学校教育の諸課題を解決するための重要な施策の一つであると考えます。
38	実際に学校に通うのは子どもであるから、机上の空論でなく、子どもの目線に立って考えてほしい。	小中一貫教育の取組を通して、児童・生徒が学ぶ意欲を高めるとともに、精神的な安定をもたらす着実な自己形成ができるよう努めてまいります。
39	中学校の教員は中学生と向き合うだけで精一杯なのが実情であり、小学生のために何かをするとすると、小学校との打ち合わせ、準備、授業、改善点の考察などそのために費やされる時間は決して少なくない。中学校の教員には、その分、もっと中学生と向き合ってもらいたい。	先行実施校においては、一貫教育にかかわる時間の捻出等、創意を生かしながら進めています。こうした取組について学校間で情報共有を図り、小、中学校全校での一貫教育に活用していく考えです。

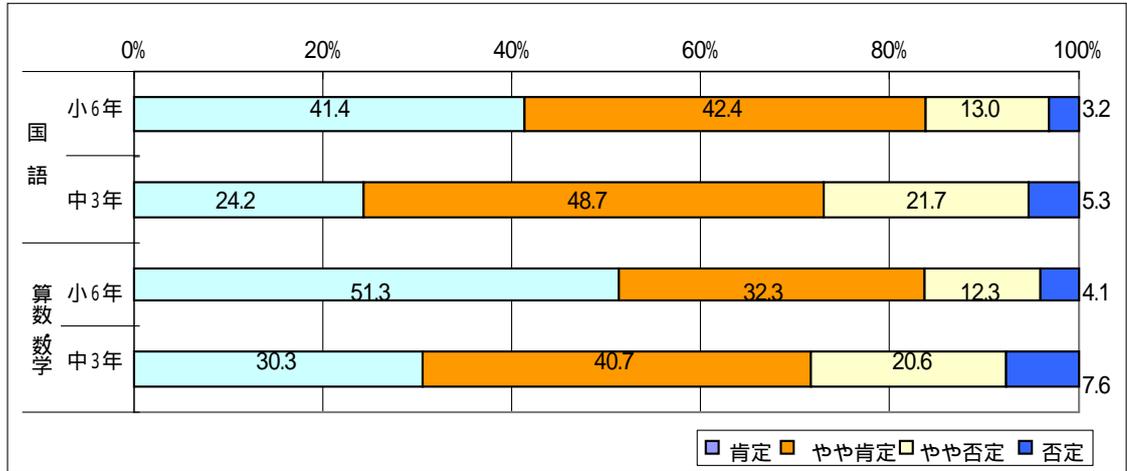
No.	意見の概要	教育委員会の考え方
40	<p>小学校でいじめや不登校に苦しんでいた子どもが、数校の子どもが集まる中学校で新しい友人の中に入ることによって心機一転し、友人関係、学習意欲、部活動などで再出発することができなくなる。</p>	<p>いじめや不登校の未然防止・解消のためには、より多くの目で児童・生徒の確かな成長を見守ることが重要となります。その意味からも、小、中学校の一貫性のある教育が必要であると考えます。</p>
41	<p>小中一貫の前に、9年間の義務教育制度そのもの、さらには高校も含めた6・3・3制の教育制度そのものについて、根本的に考え直す必要があるのではないかと。</p>	<p>中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」(平成17年10月26日)においては、「義務教育に関する制度の見直し」等についても示されており、今後の国・都の動向を見極めていきたいと考えます。</p>
42	<p>基本方針(案)は学校適正配置基本方針とつながりがあるのか。</p>	<p>「教育ビジョン推進計画」に基づき、新しい学校づくりを進めていくうえにおいて、「学校適正配置基本方針」とも整合性を図りながら、小中一貫教育に取り組んでいきます。</p>
43	<p>児童・生徒が方針や体制の過渡期においても戸惑うことなく、落ち着いて安定した学校生活を送れること、また、これから就学する子どもたちにとっても9年間の義務教育において確かな学力と生きる力をはぐくむ揺るぎない環境が確立されることを願っている。</p>	<p>小中一貫教育の取組により、「連続した学びに支えられた学力の着実な向上」「高い道徳性を備えた豊かな人間性の涵養」そして「義務教育終了後の確かな進路保障」が期待できるものと考えます。ご指摘の点も踏まえ、小中一貫教育の内容充実に向けて、計画的に取り組んでいきます。</p>
44	<p>小中一貫教育で本当の「ゆとり」ある教育が生まれ、学力向上が望まれることは大切なことである。</p>	
45	<p>教育とは、私たちの将来を「幸福」にすることだと考える。</p>	

表現等の整理・修正（区民等の意見による修正以外の修正）

	頁数	行数	方針案	修正（修正箇所は下線部）	修正理由
1	1	1	<u>子ども</u> の発達段階に対応して	<u>児童・生徒</u> の発達段階に対応して	対象をより明確にするため。
	上記と同様の修正箇所 その他 10箇所				
	1	6	<u>子ども</u> の中学校入学時の心理的負担を増大させ、	<u>生徒</u> の中学校入学時の心理的負担を増大させ、	
2	7		次頁掲載		
3	5	1	各学校の実態や立地条件等に <u>あ</u> わせて行われることとなりますが	各学校の実態や立地条件等に <u>合</u> わせて行われることとなりますが	字句の統一を図るため。
4	9	8	効率のよい学習方法を身に <u>つ</u> け、	効率のよい学習方法を身に <u>付</u> け、	

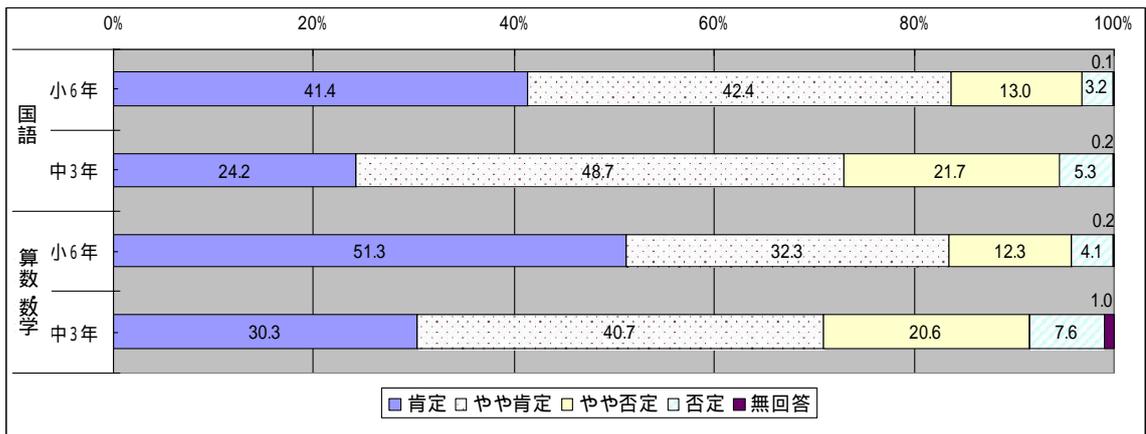
方針(案)

1 杉並区立小、中学校における授業の理解度について
(「平成 19、20 年度全国学力調査」より)



修正(修正箇所は下線部及びグラフ)

1 杉並区立小、中学校における授業の理解度について
(「平成 19、20 年度全国学力調査」より)



(注) 四捨五入等の端数処理により、回答率の合計が 100% とならない場合があります。

修正理由

数値をより正確に表したうえで、割合の合計値の差異の理由を明らかにするため。